

道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令案及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案 について（概要）

1. 改正の背景

平成 29 年 5 月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第 13 次答申）」において、二輪車の排出ガス低減対策として、より高度な車載式故障診断装置（以下「OBD II」という。）を導入することについてとりまとめられたこと及び国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（以下「UN-ECE/WP29」という。）における OBD II の具体的な検出項目等の議論を踏まえ、二輪車に OBD II の装備を義務づけるため、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① OBD II の要件として、試験モード（排出ガス試験法に定める試験モード等）により測定した排出ガス値が異常レベルを超える可能性がある場合には、当該故障を OBD II が検出し、運転者に知らせるとともに、故障時の自動車使用状況の情報をシステム内に保存するものであること等を規定する。
- ② UN-ECE/WP29 における OBD II の議論を踏まえた検出項目（従前の要件に対し、失火及び触媒劣化等の検出項目を追加）及び試験方法等を規定する。

（2）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

（1）の改正について、新型車は令和 2 年 12 月から、継続生産車は令和 4 年 11 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

（3）道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正

二輪車の OBD II についての保安基準適合性審査に係る試験を受けるに際して、独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改める。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和元年 8 月下旬

施 行：公布の日